

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈不動産賃貸業を営む納税者の増値税徴収管理に係る暫定弁法〉に関する公告〉の解説 (国家税務総局公告, 2016年第16号, 2016年3月31日発布)

一、背景と目的

国务院の批准を経て、2016年5月1日より全国範囲で営業税から増値税への改革が行われ、建築業、不動産業、金融業、生活サービス業等の全ての営業税納税者は、営業税から増値税の納税に転換することとなった。《财政部 国家税務総局 営業税から増値税への全面的な変更に関する通知》(財税[2016] 36号)と現行の増値税に関する規定に基づき、国家税務総局は、《不動産賃貸業を営む納税者の増値税徴収管理に係る暫定弁法》を発布し、不動産賃貸業を営む納税者に係る増値税徴収管理の問題を明確にした。

二、適用範囲

取得した不動産を賃貸方式(オペレーティングリース)で貸し出す場合は、本弁法が適用される。道路通行サービスの提供には本弁法は適用されない。

三、主な内容

- (1) 条件の細分化：不動産の取得時期、納税者の類別、不動産の場所等によって、賃貸方式で不動産を貸し出す納税者に係る予定納税の方法および申告方法を分類し細分化する。
- (2) 予定納税額の計算方法の明確化：適用される税

☆《国家税務総局〈証券信用取引業の営業税〉に関する問題の公告〉の解説 (国家税務総局公告, 2016年第20号, 2016年3月31日発布)

納税者及び税務機関による理解および実務執行を補完するため国家税務総局により発布された《国家税務総局 証券信用取引業の営業税に関する問題の公告》(以下、《公告》)について解説を行う。

一、《公告》が起草された背景

近年、一部地域の税務機関及び納税者より、証券信用取引業の営業税納税義務者の判定について税務上の議論があるため税務総局による明確化を望む声があった。そこで税務行政について執行の統一を図るために、税務総局は関連する問題を明確にした。

額計算方法、不動産の種類等によって、予定納税額を如何に算定するかを明確にする。

- (3) 予定納税額の税額控除及び証明書類に係る要件：会社または個人事業者が不動産を貸し出す際に不動産所在地の主管税務機関に対して行った予定納税額は、当期の増値税納税額から控除される。控除しきれない額については、次期に繰り越して控除される。予定納税額については、納税完了証明をその証明書類とする。
- (4) 個人事業者以外の個人が不動産を貸し出す場合の納税額の計算及び申告方法に係る問題の明確化：住居用か非住居用かの区分により、個人が不動産を貸し出す際の増値税納税額の計算方法を明確にするとともに、不動産所在地の地方税務機関に対する申告方法を明確にする。
- (5) 発票に係る問題の明確化：小規模納税者に該当する会社または個人事業者が不動産を貸し出す場合、自身で増値税発票を発行できないものは、不動産所在地の税務機関に増値税発票の代理発行を申請することができる。個人事業者以外の個人が不動産を貸し出す際には、不動産所在地の地方税務機関に代理発行を申請することができる。

二、《公告》の内容についての理解

中国証券監督管理委員会が発布した《証券会社による証券信用取引業管理弁法》によると、証券信用取引業とは、顧客に証券購入のための資金を融資する、もしくは証券売却のために証券を貸し出し、かつ、担保物を受領するという経営活動をさす。証券

Topics

信用取引業は証券会社によって統一して集中管理される。有価証券融資契約は証券会社と顧客との間で締結され、証券会社は自社名義で開設した専用資金口座と専用証券口座より、顧客に資金または証券を融資し、顧客から直接融資利息もしくは証券貸出費用を受領する。証券会社が外地(本店以外の場所)に設立した営業部は、顧客からの申し込みの対応や顧客関連資料のシステム登録を行い、口座開設等の補助業務を行っているに過ぎない。

すなわち、実際に証券信用取引業を行い、証券信

用取引業で収入を得るのは証券会社であるため、現行の営業税規定により営業税の納税義務者となるのは証券会社であり、その取得した証券信用取引業に係る収入はその機構の所在地にて営業税を納付する義務がある。証券会社が外地に設立した営業部は、実際に証券信用取引業を行っていないため、証券信用取引業に係る収入を得ている場合でも営業税の納税義務者とはみなされず、当該証券信用取引業収入について営業税は課されない。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

香港で日本人スタッフがサポート！海外法人でお困りの方ご相談ください。

CCM 香港の海外法人サポート

CCM 香港では香港法人設立や法人口座開設、会計記帳、会計監査代行など海外で法人を開設・運用されたい方へのサポートを香港で行っています。まずはご相談ください。

まずは無料でご相談ください ☎ info@ccm.com.hk ☎ +852-3101-0750

- 香港法人、オフショア法人設立
- 海外法人の香港支店や駐在員事務所設立
- 商標登録申請
- 会計記帳、会計監査代行(香港・中国)
- 香港法人登記情報調査
- 香港、中国遺産相続手続き
- 香港、中国、国際税務・法務相談
- 中国、香港模造品リサーチ、展示会モニタリング
- その他

CCM HONG KONG

HP <http://www.ccm.com.hk>
Suite 2012, 20/F, Tower 1, The Gateway,
25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, H.K.

facebookでも
最新情報をお届け中

f ccm